

吹田市契約の相手方の資格及び選定方法に関する規程

制定 昭和40年6月1日 訓令第6号
最近改正 平成29年3月31日 訓令第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の認定その他の契約の相手方の資格及び選定方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格の認定の申請)

第2条 市長は、毎年度期間を定めて、入札参加資格の認定を受けようとする者に入札参加資格認定申請書及び認定のために必要な書類を提出させるものとする。ただし、必要があると認めるときは、当該期間以外の時期に提出させることができる。

2 市長は、前項の規定により入札参加資格認定申請書等を提出させようとするときは、あらかじめ、その旨を告示するものとする。

(入札参加資格の認定)

第3条 入札参加資格の認定は、契約の種類ごとに行う。

2 1の申請者について入札参加資格の認定をする契約の種類は、工事の請負契約、工事等に関するコンサルティング契約及び物品購入その他の契約の各区分ごとに4種類までとする。

3 工事の請負契約又は工事等に関するコンサルティング契約のいずれか一方の契約に係る入札参加資格の認定をするときは、他方の契約に係る入札参加資格の認定は、行わない。

4 次の各号に掲げる工事の請負契約に係る入札参加資格の認定をするときは、総合評定値（市内に本店を有する者にあつては、総合評定値及び発注者別評価点（工事成績等の項目ごとに市長が認定する点数をいう。）。次項において同じ。）に基づき、当該各号に定めるところにより等級を認定する。

(1) 土木一式工事又は建築一式工事 A等級からE等級までのいずれか

(2) 電気工事、管工事又は舗装工事 A等級からC等級までのいずれか

5 入札参加資格の認定をする際の契約の種類、第2項に規定する契約の区分及び前項に規定する各等級に該当する総合評定値は、別に定める。

(入札参加資格の認定の有効期間)

第4条 入札参加資格の認定の有効期間は、認定の時から3年間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、認定の際に有効期間として3年未満の期間を定め、及び認定後に有効期間を延長することができる。

(入札参加資格の認定の変更及び取消し)

第5条 市長は、入札参加資格の認定を受けた者（以下「有資格者」という。）から入札参加資格に係る事項に変更があつた旨の届出があつたときは、当該認定を変更し、又は取り消すものとする。

(工事の請負契約に係る入札参加資格の認定の効力の停止)

第6条 工事の請負契約に係る有資格者の総合評定値が効力を失つた場合において、

その者の新たに取得した総合評定値の届出がないときは、当該入札参加資格の認定の効力を停止する。

(有資格者の名簿)

第7条 有資格者の名簿は、第3条第2項に規定する契約の区分ごとに作成し、行政資料閲覧コーナーに備え置くとともに、市のホームページに掲載する方法により公表する。

(一般競争入札に係る入札参加資格の設定)

第8条 一般競争入札を行うときは、公正な競争及び契約の適正な履行が確保されると認められる限りにおいて、市内に本店（必要があると認められるときは、本店又は支店）を有することを入札参加資格とするよう努めなければならない。

2 予定価格が10,000,000円以上の次の各号に掲げる工事の請負契約を一般競争入札に付するときは、当該各号に定める等級の認定を受けていることを入札参加資格としなければならない。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員については、この限りでない。

(1) 建築一式工事 次に掲げる予定価格の区分に応じてそれぞれ次に定める等級

ア 400,000,000円以上 A等級

イ 300,000,000円以上400,000,000円未満 A等級又はB等級

ウ 50,000,000円以上300,000,000円未満 A等級からC等級まで

エ 10,000,000円以上50,000,000円未満 B等級からD等級まで

(2) 土木一式工事 次に掲げる予定価格の区分に応じてそれぞれ次に定める等級

ア 300,000,000円以上 A等級

イ 50,000,000円以上300,000,000円未満 A等級からC等級まで

ウ 10,000,000円以上50,000,000円未満 B等級からD等級まで

(3) 電気工事又は管工事 次に掲げる予定価格の区分に応じてそれぞれ次に定める等級

ア 150,000,000円以上 A等級

イ 50,000,000円以上150,000,000円未満 A等級（市内に本店を有する者にあつては、A等級又はB等級）

ウ 10,000,000円以上50,000,000円未満 A等級又はB等級

(4) 舗装工事 次に掲げる予定価格の区分に応じてそれぞれ次に定める等級

ア 50,000,000円以上 A等級（市内に本店を有する者にあつては、A等級又はB等級）

イ 10,000,000円以上50,000,000円未満 A等級又はB等級

3 前項の規定は、特別の技術を必要とする工事その他市長が特別の事情があると認める工事については、適用しない。

(指名事業者等の選定)

第9条 指名事業者（指名競争入札に参加する者をいう。以下同じ。）及び見積書を徴する相手方（次項において「指名事業者等」という。）の選定は、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

(1) 信用状態

(2) 技術的能力及び実績

- (3) 事業所の所在地
 - (4) 工事の請負契約にあつては、過去の工事成績
 - (5) 工事の請負契約にあつては、手持工事の状況
 - (6) 前条第2項各号に掲げる工事の請負契約にあつては、入札参加資格の等級
- 2 指名事業者等を選定するときは、公正な競争及び契約の適正な履行が確保されると認められる限りにおいて、市内に本店を有する者及び市内に支店のみを有する者の順に、これらの者を優先的に選定するものとする。
- 3 予定価格が60,000,000円以上の工事又は製造の請負契約に係る指名事業者を選定するときは、あらかじめ指名事業者審査会の意見を聴かなければならない。

(指名事業者審査会の設置)

第10条 前条第3項に規定する事務その他契約の相手方の資格及び選定に関する審査の事務を行わせるため、指名事業者審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の構成)

第11条 審査会は、委員長及び委員をもつて構成する。

- 2 委員長は、総務部担当副市長をもつて充て、会務を総理する。
- 3 委員は、総務部長、行政経営部長、環境部長、都市計画部長、土木部長、下水道部長、水道部長及び教育委員会事務局学校教育部長をもつて充てる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第12条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長及び委員は、その代理人として所属職員を審査会の会議に出席させることができる。

(審査会の庶務)

第13条 審査会の庶務は、総務部契約検査室において処理する。

(委任)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則(平成17年1月31日訓令第2号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月9日訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月7日訓令第17号)

この訓令は、平成19年6月7日から施行する。

附 則(平成19年7月31日訓令第22号)

この訓令は、平成19年7月31日から施行する。

附 則(平成19年11月9日訓令第29号)

この訓令は、平成19年11月12日から施行する。

附 則(平成19年12月27日訓令第36号)

この訓令は、平成19年12月27日から施行する。

附 則（平成23年6月2日訓令第24号）

この訓令は、平成23年6月2日から施行する。

附 則（平成24年3月13日訓令第1号）

この訓令は、平成24年3月13日から施行する。ただし、第2条の規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月29日訓令第11号）

（施行期日）

1 この訓令は、令達の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の吹田市契約の相手方の資格及び選定方法に関する規程第2条の規定は、平成28年4月1日以後に行う入札参加資格の認定について適用し、同日前に行う入札参加資格の認定については、なお従前の例による。

附 則（平成28年10月26日訓令第26号）

（施行期日）

1 この訓令は、令達の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の吹田市契約の相手方の資格及び選定方法に関する規程第3条の規定は、平成29年4月1日以後に行う入札参加資格の認定について適用し、同日前に行う入札参加資格の認定については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。